

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (072028)	
地域名 (地域内農業集落名)	日橋地区 (長谷地、東高野、南高野、横堀、浅野、漆沢、大林、桜石、六軒、八田野、界野、駒板、 塩庭、塩新、六丁、難波、槻木、藤倉、倉道、藤倉新田、生井、稻荷原、高ノ下、強清水、 大野原集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月8日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

■人 ○中山間地に位置する集落を中心に、大規模経営体が不在の集落が増えてきており、入作者を交えた農地貸借により集落農業の維持を図っているが、条件の悪い農地は引き受け手が見つからず、今後の維持管理が懸念されている。 ○地区全体で高齢化が進んでおり、規模縮小・リタイアの意向が示される農地の割合が増加してきている。 ○現状の担い手からこれ以上農地を引き受けられないとの意向が出始めており、今後、規模縮小・リタイアの意向が示される農地が増加した際、引き受け手がさらに不足することが懸念されている。 ○地区内の大規模経営体の多くが個人経営であるため、今後の体制強化に向けて法人化等の検討を行っていく必要がある。
■農地 ○地区内農地の多くは3反田であるが、全体的に傾斜地が多く、法面の草刈り等維持管理に苦慮している。 ○特に、国道49号線沿いの日橋地区東側から八田地区にかけて中山間地が形成されており、維持管理が困難であることから、その辺りに位置する集落の多くが中山間地域等直接支払制度を活用している。 ○中山間地や狭小地で規模縮小・リタイアの意向が示された際、引き受け手が見つからないことが増えてきており、遊休農地も発生し始めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○平坦部に位置する田については、今後も引き受け手が確保される見込みであるため、現状の水稻の作付けを継続していく。 ○条件の悪い農地は、今後も引き受け手を見つけるのは困難であることから、当面は現状の所有者による維持管理を図りつつ、粗放的利用等のよりよい手法について検討していく。 ○現状維持を希望する農業者については、可能な限り地域の担い手として農業を継続していく。 ○農地の維持管理に当たり、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落は、制度が継続される限り取り組み続けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	879.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	879.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○当面は、地域内農地の全農地で農業上の利用を行うこととするが、将来的に悪条件の農地では粗放的利用等も検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○地区全体で担い手ごとの耕作地が分散しているが、農地ごとの条件等に差があることから、それらを踏まえつつ、今後の貸借においては、目標地図を基に集積・集約化を踏まえた貸借を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現状、地区内の農地貸借は、約84%が農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用して行われているため、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借への移行を推進していく。 ○農地中間管理機構の活用が難しい際は、農地法第3条に基づく貸借を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
○中山間地等の悪条件の農地において、新たな整備事業の必要性について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○現状の担い手の子弟の中に、就農意向を持つ者が数名が存在しており、親との連名で認定農業者を取得している者も存在することから、将来的な地域農業の担い手となるよう育成を進めていく。 ○現状維持を希望する農業者については、可能な限り地域の担い手として農業を継続していく。 ○担い手が存在する集落や、生産組合等の任意組織が存在する集落においては、それを土台とした法人化について検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

○中山間地において、イノシシやクマなどの有害鳥獣による農作物への被害が増加していることから、地域内の農地に電気柵を設置するといった対策や情報共有の手法について検討していく。
○情報共有の手法として、被害を受けた場所や農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成等を検討していく。

②有機・減農薬・減肥料

○環境への負荷が少ない農業である有機農業の取組が地区内で行われていることから、持続可能な食料システムの実現に向けて、取組を継続していく。

③スマート農業

○農業従事者の減少や高齢化による担い手不足などの課題があることから、スマート農業の技術を活用し、省力化や効率的な生産を図っていく。

⑦保全・管理等

○地区内の多くの集落が多面的機能支払制度に取り組んでおり、農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成に効果的な取組であることから、今後も制度が続く限り取組を継続していく。
○駒板集落・界野集落・八田野集落・大林集落・桜石集落・漆沢集落及び六軒集落は中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、本年度は第5期対策の最終年度であることから、第6期対策において継続できるよう準備を進めていく。